

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	フランクフルト国民議会とHeinrich von Gagernの政治思想
Sub Title	Die Frankfurter Nationalversammlung und Das politische Denken von H.v. Gagern
Author	多田, 真鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.12 (1963. 12) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19631215-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランクフルト国民議会と

Heinrich von Gagern の政治思想

多 田 真 鋤

I

「不思議な矛盾であるが、ドイツは自己の物質的無力を感ずれば感ずるほど、夢想の世界に退き、そのなかで壮大な普遍的使命を凝視する傾向が強くなつた。絶望的な現実に厭いたドイツの思想家たちは、かれらが古代ギリシャの」ときものと見なす帝国、一種の神秘的共同体、国民的大衆的教会としての帝国を回顧する。……西欧的な自然法の理論や十八世紀の哲学的抽象化にたいして、かれらは歴史への還帰、国民的伝統への、各文化固有の独創性への還帰を提唱する。社会を純粹に数学的機械的な所与に還元する冷やかな平等にたいして、かれらは社会階級の極度の多様性を提起する。そしてこれら諸階級は相互の間に階層を成し、その双務的構造のうちに生ける有機体を喚び醒まさねばならぬ、とされる」⁽¹⁾ と、ジャック・ドローズ (Jacque Droz) は、ナポレオンのドイツ支配に対して反応を示したドイツ精神界の姿勢を描写している。

一九世紀の前半におけるドイツ統一への動向は政治的自由獲得への戦いと混交し、全く觀念的な性格を示した。一八四八年に統一運動の先端に立つた自由主義者たちは、明確な実際的な政治的改革よりも、むしろ道徳的教説のために戦い、自由

と統一の使徒たちは概ねアーヴィング・ペーティング、マス・ペーティン・ペーシヨンへの意志を披瀝したにもかかわらず、その目的達成のためには国民の革命的労力よりも抽象的観念の全能に依存したのである。⁽²⁾ このドイツのイデオローグらの観念においては、自由の理念とは、共同体の要望の前には自己を抹殺すべきであるとする。プロイセン精神に固有な「内的自由」であつて、それは人間を精神的な枯渇に導く利己的な孤立ではなく、国家と国民共同体の中に有機的に位置づけられた「個人」の自由として見出されるべきものであるとされる。そして、この自由の理念こそ、西欧における個人主義に必然的に随伴するところの無秩序、混乱よりも一層望ましい理念であるといふにある。

共同体の要求の前には自己否定をも敢て行うという思想は、デモクラシーを支えている相対主義的世界観を否定し、価値判断の絶対化をもたらし、この判断の絶対化はベースペクティーブの固定性を必然化してしまう。ベースペクティーブが流動性を欠除し、固定化した社会では、社会関係の固定単一化の状況をもたらし、そのような社会においては、必然的に单一イデオロギーの支配するところとなる。共同体の要求の前には自己否定をも敢て行うべきであるとする論理と心理の中に、ヒットラーのいわゆる民族共同体のイデオロギーが潜在し、来るべきナチ体制への温床をわれわれは感得しうるのである。すなわち、自由理念の西欧的把握を拒絶したブロイセンのイデオローグたちは、無意識のうちに Führerstaat への道を準備していたものといえよう。

一八四八年三月革命の結果として、ともかくもフランクフルト・アム・マインにおいて国民議会 (Deutsche Nationalversammlung in Frankfurt am Main) が開催されることとなるが、歴史家ネーミヤー (L. B. Namier)によれば、フランクフルト国民議会の構成メンバーは、「その大部分のものが、眞のリベラリストではなく、ナショナリストであり、インペリアルリストであつた」とい、「フランクフルトの学者風の温厚しい人々は、全ドイツ主義という狂犬に噛まれ、恐水病に罹つたのであつ

た」と、ついで、「わらにネーミヤーによれば、ドイツには「何か」崇高な自由の精神と、民衆の政治的結集力があつた。」ということを他の諸国に信用させるため、ドイツ・ナショナリズムに固有な偏狭性を偽装してしまつたことが、一八四八年革命が後世ドイツに及ぼした禍根の一つであるといふ。わらに一八四八年のリベラリズムとナショナリズムは車の両輪ではなく、丁度この当時において、ドイツでは自由主義ではなく国家主義の勝利への足音が聞えだしてきたのであつたといつてゐる。⁽³⁾ 合理主義のあらゆる理念、すなわち、リベラル・デモクラシー、社会契約説、平等主義、寛容、自由放任の原則等の諸理念は、一八四八年の一点に集中し、ドイツ人のうちに理解されかけたが、しかしそれは Anti-Liberalismus の感情の中に蒸発してしまつたのであつた。三月革命の実質的結果は、ナショナリズムの強力な渦中においてリベラリズムの沈没といふことに帰着し、ビスマルクの鉄血政策によつてドイツ統一は成就し、プロイセンの権威と、クローチュのいう「ボンダム・ドイツ精神」を世襲財産としてドイツ民族に残してしまつたのである。革命の目的は、統一によつて自由へ到達することにあつたが、結果として、統一は力によつて到達され、この時から、ドイツ統一は力によつて結合し、そして結合力によつて國家権力に依存してしまつたのであつた。この悲劇の端緒は、当時の典型的リベラリストの一人であつたハインリッヒ・フォン・ガーゲルン (Heinrich von Gagern) (一七九九—一八八〇) の生涯と業績の中に発見しうるといつてもよい。

この小稿においては、彼の生涯と業績を、フランクフルト国民議会との関連において考察し、その政治思想の一端を紹介してみたい。⁽⁴⁾

(1) シャック・スローデ著・櫻川一朗訳「ドイツ史」111頁—144頁。

(2) 前掲書115頁。

(3) L. B. Namier; *The Revolution of the Intellectuals*, 1944 in "Louis L. Snyder; German Nationalism: The Tragedy of a People, 1952" p. 104.

(4) ガーゲルンに関する、Louis, L. Snyder; "Heinrich von Gagern and the Collapse of Liberal Nationalism," in "German Nationalism, 1952,"

※もど Hans Kohn; The Mind of Germany. 1961. Friedrich C. Sell; Die Tragödie des deutschen Liberalismus. 1953. 等参照。

II

フリードリッヒ・マイネッケは、「一八四八年当時の自由・国家理念は、ガーゲルンがフランクフルト国民議会の開会冒頭に行つた挨拶の言葉の中に、單的に且つ古典的に形成されている」といつていて。その言葉とは、「完成すべき最も重要な課題をわれわれは担つていて。われわれはドイツのため、全ドイツ帝国のために統一の憲法を創造すべきである。この憲法創造のための使命と全権は、本来、国民主権のもとにあるといふものである。この憲法成立の課題を完成するための使命と全権は、可能な限り他の方法によつても是非とも完成すべき難事業としてわれわれの手中にあるところのものである。

準備議会 (Vorparlament) は、各邦の諸政府間の理解が得られぬ困難を予期し、憲法制定会議の特質に対するわれわれの要求を提案した。ドイツは統一されるであろう。国民の意志と、すべての構成諸邦の協力によつて統治される帝国となるであろう。すなわち、分立諸邦の政府のうちにこのような協力をもとめることは、これまでこの議会の使命のうちの一つである。もし、多くの疑惑があり、意見の相違をきたすとしても、統一の要求にはなんらの疑問は存在しない。それは全国民の要求であるからである。国民は統一を欲し、それを成就するであろう。統一そのこと自体によつて、外部からくる困難や、内部から迫りくる障害を克服し防禦する」とができるであろう。⁽²⁾ と一八四八年五月一九日にガーゲルンが述べているところのものである。

ハンス・ローン (Hans Kohn) によれば、ガーゲルンのこの言葉の中にあらわれたドイツの自由主義的国家主義の思想の特質は、すでにゲルマン精神の文化的独創性を主張したヘルダー (J. G. Herder) によつて表現されてきたものであるとする。すなわち、「個人的国民感情とその権利の強調、国民的伝説と自國語の高い評価、——未來の平和な世界のビジョン、その

ビジョンにおいて各々の国民性がその独自の領域に自由に居住するであろうし、ヒューマニスムの高尚な使命に各々の国民性は覺醒し、大小を問わず各々の国民は人類の公益のために平和的共存共栄することを各々の独自の領域で開拓してゆく——国家共同社会への忠誠心とそれによる人類への義務意識を伴つた個人の権利の調和的綜合化への信頼、これらは多くの種々の手段を通して一九世紀初期のドイツ・ナショナリズムに深い影響を与えたヘルダーの豊かな精神の產物である⁽³⁾と指摘している。

外来文化、外来思想の模倣に抵抗して、ゲルマン民族文化と精神の独創性を強く主張したヘルダーの美しいビジョンを、現実政治の世界のうちになしとげようとする使命感が、ガーゲルンの思想の中核を形成していたといえよう。正にフランクフルト国民議会とガーゲルンの自由主義政治思想の挫折こそ、後世ドイツの政治と精神の宿命的進路を決定したものといつても過言ではない。

ハインリッヒ・フォン・ガーゲルン⁽⁵⁾は、ラインとマイン両河川の合流点ナッソウのタウヌス山脈の近くのホルナウに、フランス革命から一〇年後の一七九九年に生誕した。彼の父にあたるハンス・クリストフ・フォン・ガーゲルン(Hans Christoph von Gagern)はギリシャ古典を愛読する一八世紀的コスマポリタンであり、ドイツの各邦分立主義(Partikularismus)に嫌悪感を抱いている政治家であり、政治的著述家でもあつた。ガーゲルンの父は、一時オランダのオレンヂ家に大臣として奉職したが、まもなく恩給をうけて退職した。彼はプロテスタントでありながらカソリック信者の女性と結婚し、六人の男児と四人の女児をもうけた。ガーゲルン家は適當な財産をもつた貴族階級であり、家庭生活は円滑であつて、子供たちは父から自由主義の思想を吸収しつつ育成された。老ガーゲルンは当時著名な政治家シュタイン(Freiherr von Stein)の友人であり、啓蒙主義時代の民主主義的自由思想に親近感をもち、彼はその思潮がドイツ諸国内に浸透し横溢する日の到来を切望していた。彼はオーストリア皇帝によつてではなく、ブロイセンの王家の世襲的支配のもとに、ドイツが統一されるべきことを強く願

望していたので、ガーゲルン家の人々は父の意見と感化のあとで、ドイツ統一におけるプロイセンの指導的役割については疑念をもたなかつたが、然し、新しく出発すべきドイツは、従来のプロイセンではなく自由主義的に再編成されたプロイセンによつて支配されるべきであると考えていたのである。このような思想が、息子のハインリッヒ・ガーゲルンの生涯と業績を決定する思想の中核となつた。ガーゲルンは一六歳のときウォータローのナッシュ分遣隊に入隊し戦つてゐる。

翌年、すなわち、一八一六年に彼より五歳年長の兄フリッヒとハイデルベルク大学に入学した。幼年期より政治思想的訓練をうけているこの二人の青年は、ナポレオンに対する解放戦争によつて喚起された愛国的感情の結果として、一八一五年にイエーナで最初に具体化した学生組合組織 (Burschenschaft) の存在によつて深い感銘をうけたのである。

この Burschenschaft は三つの目標を掲げていた。すなわち、道徳性と羨、良き交友と愛国主義の三つであつた。Bursenschaft はドイツのペティキュラリズムと古風な学生同郷会組織の思想と行動をアンダーバリュウして、それらに対抗していた。Burschenschaft を支配していたこの政治的・理想主義とローマン主義はガーゲルン兄弟を刺戟し、彼らはハイデルベルクにおいて最初の支部を組織し、その激務に従事したのである。ハインリッヒ・ガーゲルンはその後イエーナ、ゲッティンゲン、ゼネバ等において勉学し、最後は法学士の学位を取得した。一八三二年に彼はヘッセンの国会に選出され、議員生活の当初からヘッセン政府の違憲行為に対し明白な反対者となつた。彼は自由主義者の支持を得たが、当時のヘッセン議会で保守派から反対をうけていた租借地税法の発布に努力したことによつて、保守派とは敵対したのである。彼はその議会演説において、下院に民主的主権を基礎づけ、この底盤された主権によつて君主権力を制限することを主張したのである。

彼の政治的能力やそのタイプについてグスタフ・フライターク (Gustav Freytag) は次のように述べている。すなわち、「彼の理想主義は純粹にして青年らしい誠実さに溢れていた。彼の自信はドイツ的善良さのたまものであり、その名譽の感覚は忠実さを表わし、誇り高い道義性に充ち、且つ情緒豊かな性質であつた。彼は世間を覗密な眼で眺め、尊大なものに対しても

恥憚のない批判を下した。彼はまた多くの立派な美德を備えていた。やだわら、謙恭な心や、その才能をひけらかせずに人生のいろいろな問題に対し、アリケートな感情をもつていた。彼こそ騎士階級の最善の姿を表現した人物であった。」と最大級の讃辞を呈してしまった。

- (1) Friedrich Meinecke; Preussen und Deutschland im 19. und 20. Jahrhundert, 1918. S. 181.
- (2) Federico Federici; Der deutsche Liberalismus, 1946. S. 231 より「Einheit und Freiheit: Die deutsche Geschichte von 1815 bis 1849 in zeitgenössischen Dokumenten dargestellt und eingeleitet」 von Karl Obermann, 1950. S. 391.
- (3) Hans Kohn; The Idea of Nationalism: A Study in Its Origins and Background, 1948. p.p. 450-451.
- (4) Louis L. Snyder; ibid. p.p. 127-130. ジョルジ・トマス・ハーヴィー著「ナショナル・リバーブル・リバーブル」の取扱いによる論説「ハーヴィーの文化的民族主義」
- (5) ガーベルの遺稿と翻訳、Rearda Huch; Die Revolution des 19. Jahrhundert in Deutschland, 1930. p.p. 70-77. 参照。
- (6) Louis L. Snyder; ibid. p. 108 より引用。

III

一八四八年一月一日にベッサー＝マン (Friedrich Bassermann) が、バーデンの議会で行った演説において、ドイツ統一についてアメリカ合衆国に範を求めた政治同盟の形態が必要である」とを熱心に唱導した。この呼びかけに呼応して西南ドイツの各邦に統一への運動は拡大していった。ガーベルはただちに行動に移り、ドイツは民意に基づいた代議制民主主義について、各州のパーティキュラリズムの混乱状況から救済されるべきであることを主張しつけた。そのためにドイツ議会の成立の必要性を強く主張した。彼の煽動によつて、ハイデルベルクに五一名からなる「祖国の友」の会議が開催された。この会議は、革命勃発の危機の際にドイツを指導すべき重任を負うところの自己設定の委員会のような存在であった。

委員会の大多数のメンバーはバーデン地方から参加した人々であつたが、ヴュルテンベルク、バーリヤ、ヘッセン・ダル

ムシュタット、ヘッセン・カッセル、ナッソウ、及びフランクフルトからの代表者たちもそれに加わった。委員会においては一般議会の召集、連邦の再組織、国法の保障、内外政策の一般問題が主として議論された。

一八四八年の革命は三つの課題を担つていた。すなわち、第一は、中央集権化されたリーダーシップのもとで、すべてのドイツの領邦を含む強大な連邦ドイツ国を構成することを目的とした国民運動であり、第二は、政治生活の立憲的保障、換言すれば、個々の領邦の憲法体制にとつてかわるべき適当な連邦国家憲法体制への強い要求を掲げたことであり、第三は、この上記の二つの課題を遂行する過程において、稳健な改革派と社会革命派との間に亀裂が生じていたことであつた。

極左派は協定された稳健な立法改革には不満であり、現存する公的制度を無視してかかる民主的共和派であつた。ハイデルベルクの会議の当初において、自由主義者と急進主義者、稳健派と過激派の間の分裂が宣言された。

いわゆる自由主義のグループはガーゲルンの指導のもとに、領邦君主たちの誠実性に信頼をおき、立憲君主制を存続させた上で、政治改革を主張した。急進主義的共和派は、バーデンのヘッケル (Friedrich Hecker)⁽¹⁾ によって指導され、ストルーベ (Gustav Struve) やヘルベーク (Georg Herwegh)、ヴェルケル (Carl Theodor Welcker) らの支持をうけ、王朝の打倒、人民行政、社会の完全なる再組織を要求し、ガーゲルンとヘッケルは完全に衝突した。ガーゲルンは五一名の「祖国の友」の会議に対し、左派の唱える「新共和国論」の危険性について警告を発し、「もし、ドイツ国民が共和政治の形態を採用することを決定するならば、私も甘んじて共和主義者となることができよう。然し、私は暴徒の統治をうけるつもりはないし、暴徒に媚びるつもりもない。」といい、ヘッケルはこれに答えて「私は自由を欲する。いかなる形態の政治体制によつてでもそれが達成されるならば私はかまわない。然し、もし政府が特權階級や富者のための存在ならば、自由はありえない。一言でいえば、私は社会民主主義者なのである。」と駁論している。⁽²⁾ 準備議会と、それに続くフランクフルト国民議会の活動を挫折せしめた宿命的な分裂は、このようにその当初からあらわれていたのである。然し、このハイデルベルクの会議は非常に重要な

な役割を演じた。すなわち、後にフランクフルト国民議会に発展したところのフランクフルト・アム・マインにおける準備議会の召集の準備をするために七人の委員会を選んだからである。一八四八年三月五日に主として西南ドイツの政治的指導者（邦議会の従来の野党的リーダー）はハイデルベルクに集合し、統一ドイツ憲法を制定するために、準備議会を召集することを決議した。

準備議会は同年三月三一日から四月三日までフランクフルト・アム・マインのパウル教会 (Paulskirche) に開催され、各邦議会の議員約五〇〇名と政治家たちが集り、フランクフルトに国民議会を召集すること、各邦におけるその議員の選挙に関する原則——五万人に一人の議員を選出すること、成年者は選挙権を有すること——、ドイツ憲法の制定をこの議会に委託すること、の三項目が決議された。各邦は例外なく準備議会の決定を認め、議員の選挙を行い、一八四八年五月一八日「憲法制定のための国民議会」 (Deutsche Verfassunggebende Nationalversammlung) ⁽³⁾ がフランクフルト・アム・マインのパウル教会で開かれ五八五名の議員がここに集まることとなつた。国民議会の当初の課題は、議長の選出問題であつた。この国民議会を統合して、種々の重要な諸問題を調整してゆくための議長にはガーゲルンが選ばれたのである。

彼は国民議会のメンバーの大部分の人々の信頼を得た。特に四三名の大学教授は彼に多大の期待を寄せていた。例えば、歴史学者として著名なドロイゼン (Johann Gustav Droysen) は、ガーゲルンを評して「崇高なる政治家」とい、「全ドイツ人の中の最高のドイツ人の一人」という最高の賞讃の辞を、その選出承認の挨拶の中で述べたのである。

ガーゲルンは前述したような開会演説を行い、議会の担つてゐる課題とその行うべき目的について明らかに表示した。ガーゲルンはフランクフルト国民議会において、知性と政治的識見をもつた輝しい政治家の典型として迎えられたが、彼の期待に応じて厳しい難問をかかえた議会運営にその全能力を發揮した。彼は議長になるとたゞに二、三の法案を成立させめた。国民議会のメンバーの人物評として書かれた「Brustbilder aus der Paulskirche」の著者ヘル (Robert Heller) は、

ガーゲルンを評して次のように述べている。すなわち、「ガーゲルンの天賦の指導力の秘密は、その道徳的考慮の中と彼の静かな所作が雄弁な表現を示すところのその威厳の中にある。彼の議会運営の能力は、その議会に対する心構えに比較してさほど秀れていたとはいえない。彼は反対派の最も不合理な行動に対しても考慮をはらつたのであるが、惡意ある卑劣な行為に対しても我慢できないような性質をもつていた。議会の一隅から、ある卑劣な提案がなされた場合、彼はその本能的嫌悪感を以てこれに対した。彼の怒り、その怒りは不思議な美しさを彼の禿げたそして堂々とした額をもつた顔や立派な眉毛や、意志の強さを示す口許に加えるのであるが、議会運営上は支障をきたしたのである。然し、彼の道義性と情熱は、議場の混乱を処理してゆく上において充分効果を挙げえたのであつた。」と述べている。⁽⁴⁾

(1) 備議会における極左派は、将来のドイツ統一には民主主義的共和政体を採用することを、その指導原理としていたので、準備議会がこれについて白紙で臨んだことを不満として議会外の直接行動に入った。フリードリッヒ・ヘッケルとグスタフ・フォン・ストルーベがその主導者であつた。ヘッケルは四月にバーデンで反乱（所謂、ヘッケルの乱）を企てたが、間もなく破れアメリカに亡命した。この左派の直接行動が、ドイツの各邦政府に革命断圧の口実を与えることとなつた。

(2) Louis L. Snyder; *Ibid.* p. 110.

(3) 國民議会における党派は、極右党（この党派は、新旧両キリスト教徒よりなり、フインケ、ラドヴィッツによつて指導されている）、右党（大学教授が多数参加していたので、教授党ともいわれ、ダーリマン、バッサーマン、マティーラの人々を中心として、約一五〇の議席を有していた）、左翼中央党（ピーダーマン、モールラを中心とし、右党に次ぐ勢力であつた）、左党（ルルム、フォクトを中心としていた）、極左党（ルーゲ、ブレンタノを中心としていた）等の多様な状況であつた。なお、党派別の活動については、Ludwig Bergsträsser; *Geschichte der politischen Parteien in Deutschland*, 1960, S. 94 f.

(4) Louis L. Snyder; *Ibid.* p. 113. 他も引用。

四

國民議会開催の当初から、ガーゲルンは、(I)臨時の中央集権の問題、(II)オーストリーの指導によるか、ブロイセンの指導

かの問題、(III)統一ドイツ憲法起草の問題等の難問に当面し苦悩を重ねていた。

臨時の中央権力の問題に関しては、急進派の人々は各邦の政府に対して、最高の権威と権力を議会がもつべきであると主張した。

右派と穩健派は、各邦の政府と中央権力との間の協力の上に求めた。激しい論争の過程を経て、六月二八日に至り「臨時中央権力設置に関する法律」(Gesetz über die Einsetzung der provisorischen Zentralgewalt)と称する暫定憲法を成立せしめた。この中央権力(Zentralgewalt)とは、中央執行機関と同じ意味であり、その形態としては管理職であろうと単独人であろうと、誰かをその中心に求めねばならず、議会は暫定的な支配者として摂政(Reichsverweser)を任命することを決定した。ガーゲルンはまずこの問題についての激しい討論に参加した。

「中央権力を創造するのは誰であるか？ 諸君！ 私は勇気を振いおこして諸君に発言する。われわれはわれわれ自身で臨時の中央執行機関を創造しなければならないのである。この議会での多数の意志はますますある見解に近づきつつある。その見解には私もまた同調するところである。将来設置さるべき中央執行機関は、責任ある大臣とともに摂政の掌中にゆだねられるべきであるということである。もし、われわれの大多数が、ここで疑いもなく感じているような摂政を希望するならば、われわれはその人物をみつけなければならない。最高の名声を具現すべき人物であり、最高の官職のために国民の支持に価することを自ら発現するような人物、そして自らもまたその価値を維持しうるような人物をわれわれは求めなければならない。われわれは最高の身分的階層から摂政を選ぶことが必要である。この議会の環境においてはその責任を遂行するに倅する人物は存在しないからである。諸君！ 諸君の面前でこの問題について私が論じてきたことを認めるならば、諸君は國民主権の原則を放棄しつつあることを非難されるであろう。この高い地位につく人物は君主でなくてはならない。その人物が君主であるという理由からではなく、君主であるという事実如何に関らず、諸君はこの人物を承認すべきである。……

ドイツ統一は可能なかぎり一体になつて行うべきだ！ よりよい状態を獲得するために、犠牲に供すべきものは犠牲にしよう。われわれは自由を危険にさらすことはすべきではない。われわれは長い間、願い続けてきた祖国と国民の統一を成就しよう。」と議会演説を行つた。議場は著しく混乱したが、ガーゲルンが自ら「果断の策」(Kühner Griff) と称した国民と主権者との妥協案を提出して、王侯階級の当選を予想する、摂政制度を通過させ、そのときすでに国民議会の一部にオーストリーのヨハン大公(Erzherzog Johann von Österreich)を摂政に推せうとする意向のあることをガーゲルンは感得していた。ヨハン大公は「オーストリー人でもなく、プロイセン人でもなく、まずドイツ人であること」を言明して、一般に人気があつたのである。そのためヨハン大公を摂政の地位に据えても国民議会の主権は侵害されることはないものとガーゲルンは考えていた。然し、議会内の一派の強力グループである南部ドイツ地方の選出メンバーは、摂政の地位にガーゲルンを推した。この摂政の地位をめぐる選挙は六月三〇日に行われ、その結果は次のような状況であつた。

ヨハン大公	四三六票
ガーゲルン	五二票
イツツシュタイン	三一票
ステファン大公	一票
棄 権	二七票
総計	五四八票

であり、ヨハン大公は圧倒的多数を以て、摂政に就任した。ガーゲルンは票決を発表した後、「摂政が常に示されたことの愛を、われわれの祖国のために維持してもらいたい。願わくは摂政がわれわれの祖国の統一の創造者であり、われわれの自由の保護者であり、規律と信頼の復興者になり給わむことを。」と短い挨拶を送つた。

かくして、ガーゲルンは一時的に彼の所期の目的を成就した。革命の危機時代に、彼は旧王家の生命線を維持しつづけ

た。かつて、プロイセンの王女であつたロシア皇后のシャーロッテは、七月にフリードリッヒ・ウイルヘルム四世宛に書翰を送り、その中で「あの大公は今やドイツの頭に立つています。彼は少くともカーゲルンよりは良いかも知れませんが、然し、プロイセンにとつては一陣の風のような存在です」。と述べている。

新攝政の地位は変則的なものであつた。彼は自己に対する責任においてのみ内閣を組織する権能を与えられたが、憲法起草に対してはなんら容喙できなかつた。憲法起草は議会のみに属する特権であつた。暫定憲法に従えば、ドイツ各邦の軍隊はすべて攝政の指揮下に入るべきものであるとされたが、これに対し、各邦の政府は強く難色を示し、オーストリー、プロイセンの二大強国を始め、すべての邦政府はこれを拒絶した。それでフランクフルトの革命政権はなんらの兵力を有しない状態となつた。すなわち、新攝政は名目上の権力は有したが、実質的権力はもてないような位置に立たされていた。⁽²⁾

ガーゲルンが直面した第二の問題は、新ドイツ統一帝国において、オーストリーとプロイセンのいづれが指導的役割を果すかという問題であつた。南西ドイツにおいては、Erbkaiserliche 又は大ドイツ派 (Großdeutsche) として知られるようになつた一政派が、オーストリーのイニシアティーブを主張した。

他の急進派はプロイセンの指導のもとでのドイツ統一を希求し、これは後に小ドイツ派 (Kleindeutsche) と呼称された一派である。

憲法論議が進行している過程において、ガーゲルンは新帝国からオーストリーを締め出す目的の一派の指導者になつた。

このため、プロイセンの支配を嫌惡していたローマン・カソリック教徒たちや、完全な革命を希求していた急進主義者たちや、更にはオーストリーをしめだしたドイツは、正しい意味でのドイツ帝国ではないと考えていた理想主義者たちによつて彼は激しく批判されたのである。

オーストリーのメンバーが内閣を去つたあと、一二月一五日に彼は帝国閣僚首席の地位に就いた。一二月一八日には彼は

議会に彼のプログラム（所謂、ガーゲルン・プロクラムと称せられる）を提出し、それを新憲法に書き入れるべく企画した。⁽³⁾ すなわち、

（一）ドイツを連邦国家として構成すること、（二）オーストリアの参加を拒絶すること、（三）将来におけるオーストリアのドイツとの関係は、二つの帝国の最終的関係に従つて規制されること、（四）摂政は、政治的、経済的な要件において、可能な限り密接にこの両帝国の関係を調整するために協力すべきこと、（五）プロイセンの王位繼承者が世襲の支配者として、ドイツ統一の位置につく場合オーストリーはドイツ帝国の成立についてのなんらの障害にならないということ、（六）連盟の関係をよく促進させ、現在の活動状況を報告するためと将来の発展のためにオルミュツとウイーンに送られる代表団のこと、以上の六項目であつた。

一八四九年三月二七日、議会は二六七票対二六三票の僅少差で小ドイツ派の主張に従い、憲法を採択した。翌二八日、プロイセン国王フリードリッヒ・ヴィルヘルム四世は、二九〇票の全員一致でドイツ皇帝に選出された。

小ドイツ派の主張した帝国の構想に反対した二四八名は棄権した。同日、議長が憲法に署名をして、ここに統一ドイツ憲法は成立し、四月二八日附で公布された。これが一八四九年の「ドイツ帝国憲法」（Verfassung des deutschen Reichs）であり、通常フランクフルト憲法といわれるものである。

このフランクフルト憲法は、ガーゲルンの政治思想とそのイニシアティーブによつて基礎づけられたといつても過言ではない。

行政組織、責任内閣制、民主的議会、保守的にして分邦主義的な上院、最高裁判所、これらの機構を具有して、憲法は勢力均衡をよく保全したものであつた。

ドイツ国民の basic 権に関する諸規定は、いわゆる西欧文明の普遍主義的自然法の思想によつて底づけられた。これらの

規定は、現在の西ドイツ憲法(Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland)にみられるようだ、伝統的な自由権、平等権を広汎な範囲にみとめたドイツの最初の憲法として歴史的な意義を有するものであつた。一九一九年第一次世界大戦後、ワイマール議会が憲法起草に着手した際、そのイリシアティブを欠く、一八四九年のこの憲法に範を求めるよりとは意味深く、ハム思われる。

- (一) Louis L. Snyder; *ibid.* p.p. 114-115.
- (2) ハムハム・国民議会の憲法は、ハムして次の著書を参照した。F. Hartung; Deutsche Verfassungsgeschichte, 1959. E. R. Huber; Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, 1960. Band II. Der Kampf um Einheit und Freiheit 1830. bis 1850. M. Stimming; Deutsche Verfassungsgeschichte vom Anfang des 19. Jahrhunderts bis zur Gegenwart, 1920. 清井清著「近代独逸憲法史」、清宮四郎著「ルイ・憲法の發展と特質」及び、山田景著「ルイ・近代憲法史」等である。
- (3) Heinrich Heftner; *Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert*, 1950. S. S. 288-290 参照。

H

然し、この西欧民主主義的諸原理に支えられて成立したフランクフルト憲法も、フリードリッヒ・ウイルヘルム四世の拒絶にあって流産の憂きめをみるに至つたのである。

やなわち、ウイルヘルム四世は、他のドイツ諸邦の君主の同意がなければ、皇帝の地位に就任するとはできないとして、議会の申し出を拒絶したのである。「私には一つの目的がある。その一つは諸邦の君主によつて選挙せられ、ハムハム大公に代つてドイツ帝国の摄政となり秩序を創る(Ordnung zu machen)」ことである。その二つは、ドイツ帝国の統帥(Erzherr)となつて、国内秩序を維持する(Ordnung zu erhalten)」ことである。ふつて、帝位を承認するかどうかは、憲法議会の制定した憲法が、はたしてドイツ各邦に適用するかどうかを各邦政府と相談した上でのみであるといふ、婉曲に拒否してしまつたのである。

ある。

然し、彼の真意は憲法の基本原理であつた国民主権主義に反対であり、それを嫌惡したからであつた。すなわち、ウイルヘルム四世は、「下水から王冠を拾いあげるわけにはいかない。」し、「自分を革命に結びつけておく犬の首輪を受けるわけにはいかない。」と主張したのである。⁽¹⁾ここにおいて、国民議会は、オーストリーと絶縁し、さむにまたプロイセンより見はなされ、しかもこれを威服すべき実力を欠いたがゆえに、その憲法制定事業は中道にて崩壊せざるを得なくなつた。

ガーゲルンらの自由主義的市民階級は、現実には権力を取得しなかつたにもかかわらず、その力を過大評価し、その憲法を各邦に強制しうると信じたことが、その失敗の最大原因であつた。ジャック・ドローズが「一八四八年に統一運動の先頭にたつた自由主義者たちは、権力の打破ないしは明確な実際的改革よりもむしろ道徳的教説、一種の政治的宗教の勝利のために戦つた。……彼らはその目的を達するためには國民の革命的な力よりも觀念の全能に頼つた。」との指摘が、正に的確な状況を呈していた。彼らはその政治的洞察力を欠き、議会の無力を如実に体験した。

プロイセン、オーストリー、バイエルン等の大邦はその国民議会へ選出した議員をただちに自國に召喚した。

ただ少数の急進派はガーゲルンにひきいられて、革命の余力を結集し、各邦政府に憲法の受諾を強制しようとして残骸議会(Rumpfparlament)を六月シュトゥツガルトに移したが、ヴュルテンベルク政府によつて武力解散の憂きめにあつてしまつたのである。ここにフランクフルト国民議会は事实上消滅し、その憲法は一片の歴史的文書と化してしまつた。ガーゲルンを始めとして、ゲルヴィヌス(Georg Gottfried Gervinus)、ウーランド(Ludwig Uhland)、アルブレヒト(Wilhelm Eduard Albrecht)らの自由主義的統一ドイツへの悲願は、権力主義的現実政治の渦中において潰えさつた。ガーゲルンはダルムシュタットに引退し、ここで一八八〇年五月二二日に他界した。

一八四八年革命とそれに続くフランクフルト国民議会の挫折は、後のドイツ政治史と精神史に頗る重大な影響を与えた。

トライチュケからショパングラー、やがてローゼンベルグに至るドイツ思想界においては、西歐的自由社会における人間の価値をアンダーベリュウしてしまい、彼らにおいては、啓蒙主義的自由の理念を、非ドイツ的なものとみなしたのであつた。あるものは「古きプロイセン的精神伝統」に、また他のものは、ドイツ人の精神生活のより高い価値を、「民族」の中に発見しようと努めた。これらの動向は、ドイツ帝国を君主制的国家連合による連邦国家となし、立憲君主政体を採用し、プロイセンの優位を原則とした一八七一年のビスマルク憲法とその政治体制の精神的風土を醸成していくのである。ひいては一九一九年以降のワイマール共和国における、反民主主義思想の精神的背景となり、民主主義の西歐的把握を拒否してつけたワイマール体制下の反民主主義のイデオロギーは、ナチス革命への基盤を、伝統的ドイツ・プロイセン精神のもとに準備したのであつたものといえよう。⁽²⁾

(→) Louis L. Snyder; *ibid.* p. 119.

(≈) Kurt Sontheimer; *Antidemokratisches Denken in der Weimarer Republik: Die politischen Ideen des deutschen Nationalismus zwischen 1918. und 1933*, 1962 参照。